

議案第 3 号

湯河原町介護保険条例の一部改正について

湯河原町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 2 月 13 日 提出

湯河原町長 富 田 幸 宏

(提案理由)

介護保険法に基づく、3年ごとの介護保険事業計画の見直し等に伴う介護保険料率を改定するため、条例に改正を要するので、本案を提出するものです。

湯河原町介護保険条例の一部を改正する条例

湯河原町介護保険条例（平成12年湯河原町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「33,000円」を「31,668円」に改め、同項第2号中「42,900円」を「47,676円」に改め、同項第3号中「49,500円」を「48,024円」に改め、同項第4号中「59,400円」を「62,640円」に改め、同項第5号中「66,000円」を「69,600円」に改め、同項第6号から第10号までを次のように改める。

(6) 次のいずれかに該当する者 83,520円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,480円

ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,400円

ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 111,360円

- ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (10) 次のいずれかに該当する者 118,320円
- ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- 第4条第1項に次の5号を加える。
- (11) 次のいずれかに該当する者 125,280円
- ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (12) 次のいずれかに該当する者 132,240円
- ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）
- (13) 次のいずれかに該当する者 139,200円
- ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）
- (14) 次のいずれかに該当する者 146,160円
- ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの

(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 153,120円

第4条中第2項から第5項までを削り、同条第6項中「第1項」を「前項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「19,836円」に改め、同項を同条第2項とし、同条第7項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「19,836円」に、「26,400円」を「33,756円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第6項」を「第2項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「19,800円」を「19,836円」に、「46,200円」を「47,676円」に改め、同項を同条第4項とする。

第6条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の湯河原町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

湯河原町介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>33,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>42,900円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>59,400円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>66,000円</u></p> <p>(6) <u>令第39条第1項第6号に掲げる者 79,200円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31,668円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>47,676円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>48,024円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>62,640円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>69,600円</u></p> <p>(6) <u>次のいずれかに該当する者 83,520円</u></p> <p><u>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。)</u>が120万円未満である者であり、か</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>(7) <u>令第39条第1項第7号に掲げる者 82,500円</u></p> <p>(8) <u>令第39条第1項第8号に掲げる者 99,000円</u></p>	<p><u>つ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(7) <u>次のいずれかに該当する者 90,480円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が210万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(8) <u>次のいずれかに該当する者 104,400円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が320万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>(9) <u>令第39条第1項第9号に掲げる者 112,200円</u></p> <p>(10) <u>令第39条第1項第10号に掲げる者 125,400円</u></p>	<p><u>(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(9) <u>次のいずれかに該当する者 111,360円</u> <u>ア 合計所得金額が420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (1)に係る部分を除く。)、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(10) <u>次のいずれかに該当する者 118,320円</u> <u>ア 合計所得金額が520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの (令第39条第1項第1号イ (1)に係る部分を除く。)、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。)</u></p> <p>(11) <u>次のいずれかに該当する者 125,280円</u> <u>ア 合計所得金額が620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p><u>の</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(12) <u>次のいずれかに該当する者 132,240円</u> <u>ア 合計所得金額が720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>の</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) <u>次のいずれかに該当する者 139,200円</u> <u>ア 合計所得金額が820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u> <u>の</u> <u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を</u></p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p><u>2 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第6号イの規定により定める額は、125万円とする。</u></p> <p><u>3 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第7号イの規定により定める額は、200万円とする。</u></p> <p><u>4 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第8号イの規定により定める額は、400万円とする。</u></p> <p><u>5 令和3年度から令和5年度までの令第39条第1項第9号イの規定により定める額は、600万円とする。</u></p> <p><u>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,800円とする。</u></p> <p><u>7 前項の規定は、第1項第2号に</u></p>	<p><u>除く。)</u></p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 146,160円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 153,120円</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,836円とする。</u></p> <p><u>3 前項の規定は、第1項第2号に</u></p>	<p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p> <p>削る</p>

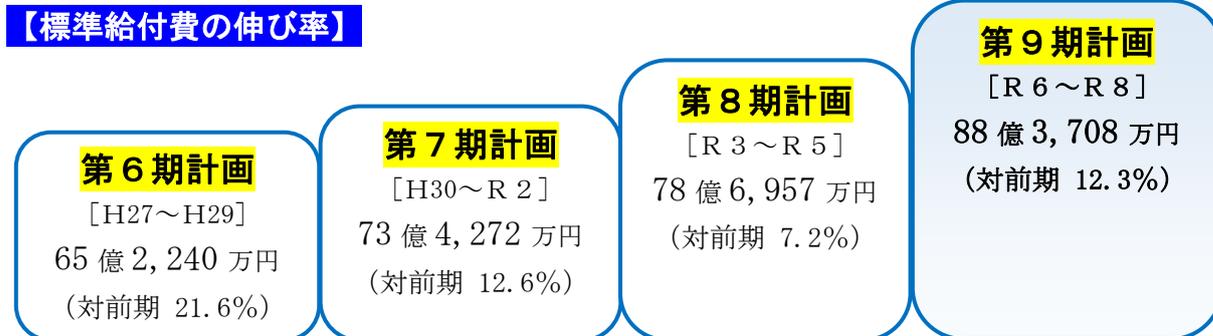
現 行	改 正 後	備 考
<p>掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,800円</u>」とあるのは、「<u>26,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>8 第6項</u>の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、<u>第6項中「19,800円</u>」とあるのは、「<u>46,200円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ<u>又は第9号ロ</u>のいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。ただし、当該該当するに至</p>	<p>掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>19,836円</u>」とあるのは、「<u>33,756円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p><u>4 第2項</u>の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和6年度から令和8年度までの</u>保険料率について準用する。この場合において、<u>第2項中「19,836円</u>」とあるのは、「<u>47,676円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、<u>第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ</u>のいずれかの規定(以下「被保護者等該当規定」という。)に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から該当するに至った被保護者等該当規定による保険料を月割りにより算定した保険料の額</p>	

現 行	改 正 後	備 考
<p>った被保護者等該当規定による保険料の額が保険料の賦課期日において課された保険料の額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>の合算額とする。ただし、当該該当するに至った被保護者等該当規定による保険料の額が保険料の賦課期日において課された保険料の額以上となる場合は、この限りでない。</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 この条例による改正後の湯河原町介護保険条例第4条の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料率について適用し、令和5年度分までの保険料率については、なお従前の例による。</p>	

介護保険料の算定について

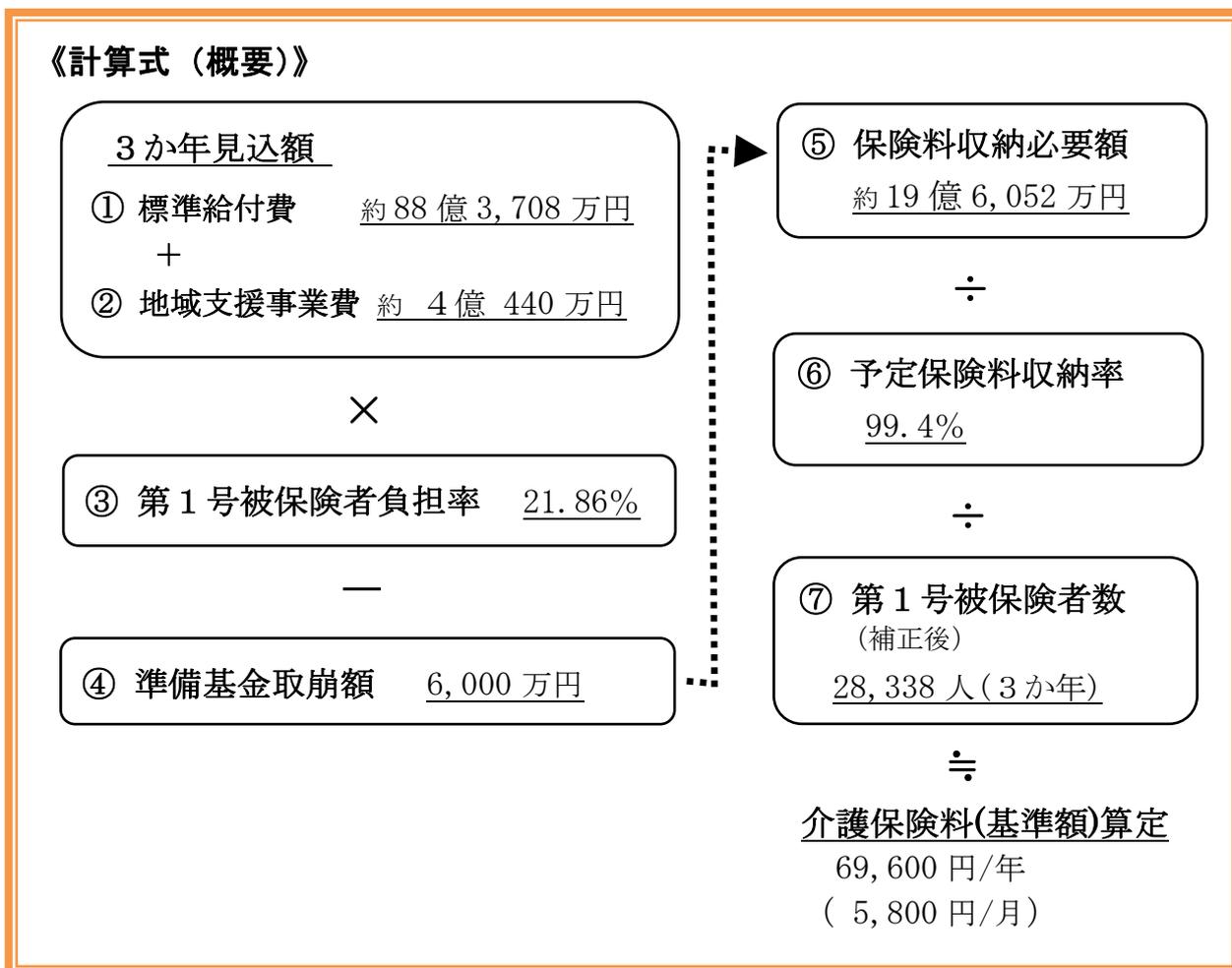
1 標準給付費の推計

要介護認定者の増加や介護報酬のプラス改定等の影響により、標準給付費の増大が見込まれ、その総額は第9期介護保険事業計画期間（令和6年度～令和8年度）において、約88億3,708万円と推計しています。



2 介護保険料(基準額)の算定

標準給付費等の推計に基づき算定した第9期介護保険事業計画期間の介護保険料(基準額)は、次のとおりです。



3 所得段階別保険料の算定

介護保険料の設定に当たっては、所得段階別（15段階）の設定及び保険料軽減強化策に基づく公費の投入（国1/2、県1/4、町1/4）により、低所得者層に配慮した保険料額としています。

所得段階	対象者	負担割合	介護保険料（年額）	
			改定案	現行(参考)
第1段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、生活保護等を受給している方又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.455	31,668円	33,000円
		↓ 0.285	↓ 19,836円	↓ 19,800円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の者	0.685	47,676円	42,900円
		↓ 0.485	↓ 33,756円	↓ 26,400円
第3段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、上記以外の者	0.69	48,024円	49,500円
		↓ 0.685	↓ 47,676円	↓ 46,200円
第4段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる者のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の者	0.90	62,640円	59,400円
第5段階	本人が住民税非課税で、世帯内に住民税課税者がいる者のうち、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える者	1.00 【基準額】	69,600円	66,000円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>120万円未満</u> の者	1.20	83,520円	79,200円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>120万円以上210万円未満</u> の者	1.30	90,480円	82,500円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>210万円以上320万円未満</u> の者	1.50	104,400円	99,000円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>320万円以上420万円未満</u> の者	1.60	111,360円	～
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>420万円以上520万円未満</u> の者	1.70	118,320円	112,200円
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>520万円以上620万円未満</u> の者	1.80	125,280円	～
第12段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>620万円以上720万円未満</u> の者	1.90	132,240円	112,200円
第13段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>720万円以上820万円未満</u> の者	2.00	139,200円	～
第14段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>820万円以上1,000万円未満</u> の者	2.10	146,160円	125,400円
第15段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が <u>1,000万円以上</u> の者	2.20	153,120円	～